

第四次滋賀県環境総合計画の進行管理について

< 第四次滋賀県環境総合計画の概要 >

1. 計画の位置づけ

本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第 12 条に基づき、平成 26 年(2014 年)10 月に第四次滋賀県環境総合計画(以下、「本計画」という。)を策定しました。(計画期間：平成 26 年度～平成 30 年度)

本計画は、本県の環境行政の基本計画として、環境の保全に関する基本目標や施策の展開、行動の視点などの事項を定めたものであり、本県におけるあらゆる主体が環境保全行動を起こす際の方向性を示す役割を担っています。また、本県の環境に係る各分野別計画に基本的方向性を付与するものとして位置づけられ、琵琶湖の総合保全、地球温暖化対策、廃棄物対策など、各分野の計画・施策は本計画の方向性に沿って推進しています。

2. 計画の体系

本計画では、計画の将来像を「『めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会』の実現～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全で安心な環境の創造」としています。

そして、この将来像の実現に向けた3つの基本目標と、それらの具体的な施策展開として7つの「施策の方向性」を設けています。

目指すべき将来像：「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会」の実現

基本目標 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

施策の方向性

- 1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
- 2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

基本目標 琵琶湖環境の再生

- 1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- 2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

基本目標 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
- 2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます
- 3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく 3 R 取組のステップアップを進めます

< 本計画の進行管理について >

1 . 進行管理の手法

計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「PDCA 型行政運営システム(計画(PLAN) -実施(DO) -評価(CHECK) -反映・見直し(ACTION))」によって進行管理を行い、計画の継続的改善を図ります。

また、本計画の進行管理は、関連する分野別計画における進捗状況の評価を活用し、各基本目標に掲げる施策を総合的に点検・評価する「総合評価方式」にて行うこととしており、その具体的な方法は以下のとおりとします。

2 . 「評価(CHECK)」の進め方

(1) 評価の考え方

総合評価方式では、県が実施する様々な施策の結果として、「環境や社会の状況が本計画に掲げる基本目標に向かって進んでいるかどうか」、「目標に至るまでにどのような課題があり、対策が必要なのか」を確認していきます。

そのため、点検・評価は、各基本目標に対する環境や社会の「現在の状態」および、課題の改善や取組方針の変化に見られる目標達成に向けての「傾向」という観点で、現状評価により行います。

(2) 評価の対象

評価の対象は、基本目標 、 、 とします。

(3) 評価の実施手順

「施策の方向性」の点検(別紙 2)

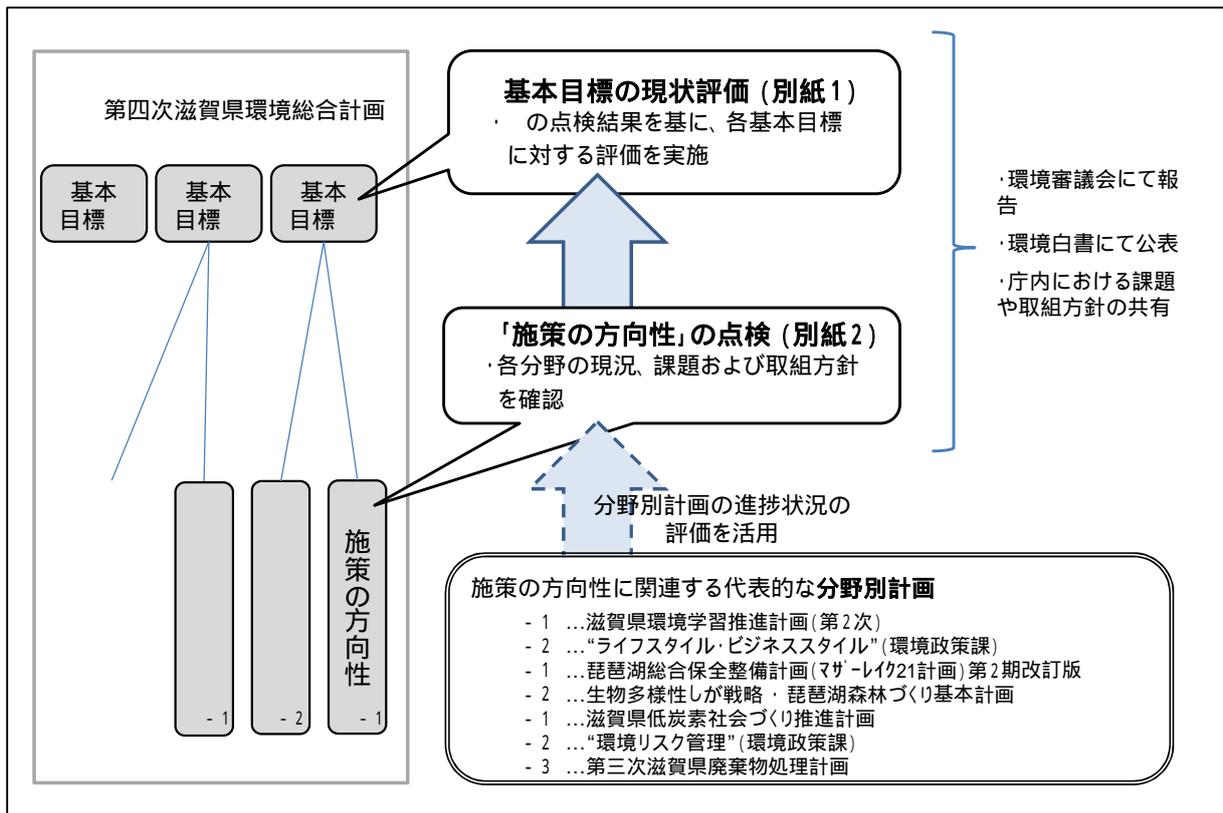
本計画の7つの「施策の方向性」について、関連する分野別計画における進捗状況の評価を主に活用して、各分野の現況、課題および取組方針を点検します。

基本目標の現状評価(別紙 1)

「施策の方向性」の点検結果を基に、上記観点での各基本目標に対する現状評価を行います。

(4) 評価結果の報告・公表

点検・評価の結果は、毎年度、滋賀県環境審議会に報告して意見および助言を受けます。また、環境白書としてとりまとめ、県民等と共有するとともに、広く意見を得ます。



3 . 平成 27 年度における点検・評価の結果

- (1) 基本目標の現状評価 ...別紙 1 (5 頁 ~ 8 頁)
- (2) 「施策の方向性」の点検結果 ...別紙 2 (9 頁 ~ 29 頁)

第四次滋賀県環境総合計画（概要図）

（参考）

はじめに 計画改定の根拠、性格と役割

第1章 環境問題を取り巻く現状 近年の環境をめぐる動き、本県における現状と課題

第2章 目指すべき将来像

「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全で安心な環境の実現

第3章 基本目標

第4章 環境施策の展開

環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- 1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます
 - ・ 環境問題や持続可能社会の実現を「自分ごと」としてとらえ、実践・行動できる人材育成と地域づくり
- 2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます
 - ・ 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換を進め、「湖国の文化」へ
 - ・ 本県の環境関連技術の研究成果が活用され、環境保全と経済発展が両立できる社会の構築

琵琶湖環境の再生と継承

- 1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
 - ・ 「湖内」「湖辺域」「集水域」および「つながり」に配慮した琵琶湖流域生態系の保全・再生
 - ・ 「個人・家庭」「生業（なりわい）」「地域」および「つながり」に配慮した暮らしと湖の関わりの再生
- 2 生きものにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます
 - ・ 多種多様な在来の野生動植物と人間とが良好な関係を保つことによる、ふるさと滋賀の生物多様性の保全・再生
 - ・ 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- 1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます
 - ・ 地球温暖化により生じている世界的な問題を自分ごととして捉え、県民・事業者・行政などが連携した取組による低炭素社会づくり
- 2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます。
 - ・ 環境汚染物質などの排出抑制と適正管理による環境リスクの低減と県民・事業者・行政相互の環境リスクコミュニケーションによる安全・安心な生活環境の実現
- 3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます
 - ・ 廃棄物の排出の抑制（リデュース）や、再使用（リユース）、廃棄物を資源として活用（リサイクル）する資源循環の取組の定着

第5章 環境課題に対応する横断的仕組づくり

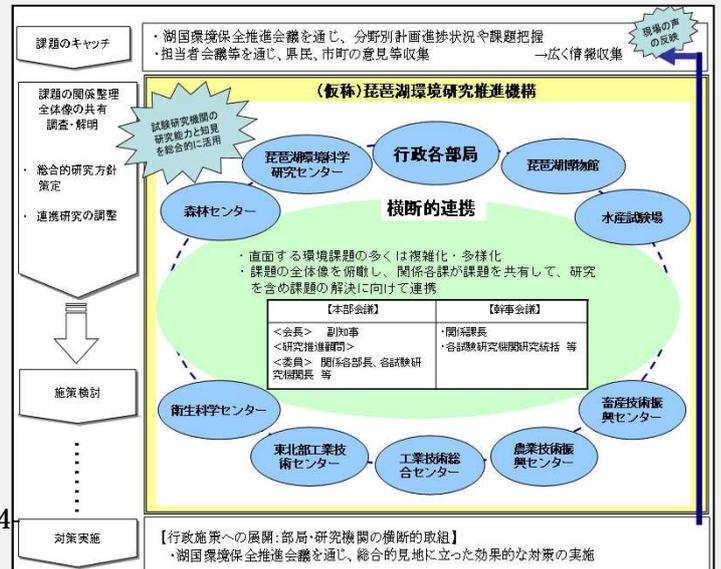
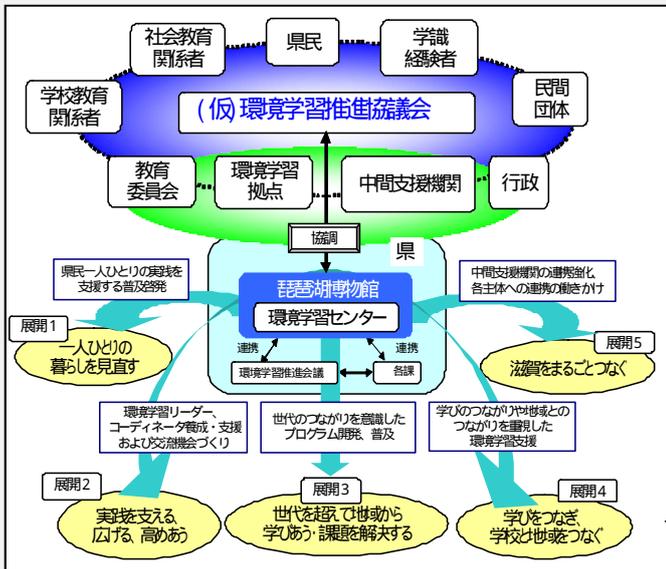
環境問題は時間・空間を超える＋複雑化・多様化（1つの視点だけでの原因解析、対策では不十分）➡ 仕組づくり

人育ち・人育ての仕組

つながりを意識しながら、自ら課題を発見し、環境保全行動を実践できる人を育てる仕組を構築し、その先にある社会づくりへ

環境課題解決の仕組

総合的な観点から問題を捉え、研究機関の英知を集めた分野横断的な統合的手法で解決へ向けた対策を進める仕組づくり



第6章 計画の円滑な推進 1. 4つの行動視点 2. 関係諸計画への確実な位置付け 3. 各主体の役割 4. 計画の進行管理について

第四次滋賀県環境総合計画 基本目標の現状評価

基本目標 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- | | | |
|--------|-----|------------------------------------|
| 施策の方向性 | - 1 | 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます |
| 施策の方向性 | - 2 | 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます |

1. 現況

持続可能な社会を築くためには、環境学習によって県民が高い環境保全意識を養い、主体的に行動を起こしていくことが必要であるとの認識のもと、県や市町、民間団体等によって、滋賀の豊かな地域資源を活用した環境学習や環境教育、それらの活動支援が行われています。

このような環境学習の取組は、節電やごみの減量といった環境配慮行動に繋がっていると考えられ、県内での高いマイバッグ持参率に見られるように、県民や事業者による環境保全の取組が広がりをみせています。

また、「びわ湖環境ビジネスメッセ」の隆盛に見られる環境産業の振興や、環境こだわり農業の取組拡大により、経済活動における環境負荷の低減も進んでいます。

2. 課題

幼児等の次代を担う主体も含めたさらに多くの県民に環境保全意識を養うため、また県民一人ひとりが主体的な行動を起こせる段階にまで環境保全意識が高まるよう、環境学習や環境教育等に引き続き取り組む必要があります。

あわせて、県民や事業者に環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう、さらに多くの人に様々な環境配慮行動への取組を促していくとともに、社会経済活動における環境負荷が低減されるよう、環境産業や関連技術の振興をより一層図っていくことが必要です。

3. 今後の取組

- ・ 環境学習に取り組むための環境整備として、環境学習の指導者の発掘や育成、環境学習プログラムの整備、学びの場や機会づくりに取り組みます。
- ・ 環境学習に必要な情報の収集や提供および実践への機運づくり、様々な主体の連携や協力のためのしくみづくりなど、環境学習の実践や充実のための支援に取り組めます。
- ・ 環境配慮行動の普及啓発に際しては、各主体の環境意識や現在の取組の度合いに応じて、各段階に重層的かつ切れ目なく行うことにより、取組の全体的な底上げを図ります。
- ・ 各主体ができる限り多くの環境配慮の取組を選択し、継続的に実施していけるよう、各主体に応じた取組メニューを県民等の実践意欲や継続意欲につながるようなかたちで提供します。
- ・ 環境配慮製品等の利用を促進するため、これら製品等に対する最終消費者の価値観の向上や、これらの製造等を行う事業活動に対する適切な評価手法の普及を図ります。
- ・ 環境産業や関連技術のさらなる振興のため、「水環境ビジネス」などによる環境関連技術の活用や製品・サービスの創出、生産者が取り組みやすい環境こだわり農業の技術開発や普及等に取り組めます。

基本目標 琵琶湖環境の再生と継承

- 施策の方向性 - 1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します
- 施策の方向性 - 2 生きもののにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

1. 現況

琵琶湖や流入河川の水質は改善傾向が見られる一方で、在来魚介類の漁獲量の減少や水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着といった琵琶湖流域の生態系に関する課題が生じています。また、周辺の自然環境においては、開発等による生物の生息・生育環境の劣化や消失、ニホンジカやカワウ等の生息数の増加・生息域の拡大による生態系バランスの崩れや森林の植生被害等が生じています。

加えて、生活様式や社会構造の変化にともない、私たちの暮らしと琵琶湖や里山、森林等、自然との関わりに希薄化が見られます。

2. 課題

琵琶湖流域における生態系の課題や生物多様性の衰退、森林の健全性の阻害といった問題に対して、要因が複雑に絡み合うという課題特性を踏まえ、総合的な視野に基づく取組をより一層進めていくことが必要です。

また、暮らしと自然との関わりが薄れていることにより、里山といった二次的自然の荒廃や私たちの環境保全意識の希薄化等が生じていることから、暮らしや産業活動における自然とのつながりの再生に引き続き取り組む必要があります。

3. 今後の取組

- 琵琶湖全体の生態系にとって貴重な水域である「南湖」において、水草除去等の総合的な対策を実施し、自然環境等の重点的な保全・再生に取り組めます。
- 琵琶湖における喫緊の課題である在来魚介類のにぎわいの復活に向け、「琵琶湖環境研究推進機構」等において、琵琶湖で生じた事象の関連性やその要因について解明を進めるなど、関係機関の連携による総合的な視野に基づき、課題の解決を図ります。
- 私たちの暮らしと湖の関わりを再生するため、琵琶湖流域の環境と調和した農林水産業の振興や、多様な主体が琵琶湖とのつながりや保全・再生に参画する機会の充実を図ります。
- 本県の生物多様性を保全するため、その脅威となっている侵略的外来生物やニホンジカ、カワウに対し、適切な生息規模に抑えるための取組を進めます。
- 生物多様性の保全や「生態系サービス」の持続的な享受のため、生物多様性の重要性やその価値について県民の理解の促進を図るとともに、社会経済活動に生物多様性の視点を組み込む取組を進めます。
- 多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進めるため、所有権移転等にかかる届出制度や水源林の巡視等による森林の保全・管理、除間伐による適切な森林整備等に取り組めます。
- 森林の多面的機能を持続的に発揮するため、搬出間伐の促進や県産材の生産・流通体制の強化といった森林資源の循環利用の促進に取り組めます。

基本目標 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- | | | |
|--------|-----|--|
| 施策の方向性 | - 1 | 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます |
| 施策の方向性 | - 2 | 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます |
| 施策の方向性 | - 3 | 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく 3 R 取組のステップアップを進めます |

1. 現況

本県の温室効果ガスの総排出量は、家庭部門や業務部門からの排出量の増加にともない、平成2年度(1990年度)と比較して増加しています。また、総排出量の約半分を産業部門からの排出が占めています。

一方で廃棄物については、家庭や企業における取組が進んだことなどにより、減量や再生利用が着実に進んでおり、最終処分量も概ね減少傾向にあります。

また、環境リスクについては、環境汚染物質の排出源対策等により排出量が抑制されたことなどから、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がなされていると考えられます。しかしながら、放射性物質や微小粒子状物質が社会的な関心を集めたこともあり、環境リスクに対する関心や安全・安心な生活環境に対する県民のニーズは高まりつつあります。

2. 課題

低炭素社会の実現のため、家庭部門や業務部門を中心とした、より一層の温室効果ガスの排出抑制を行うとともに、気候変動によって今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスクに対応するため、「適応策」の取組を充実させる必要があります。

また、廃棄物については、さらなる減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けて発生抑制や再使用に重点を置いた 3 R の推進を図るとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため廃棄物の適正処理を引き続き徹底する必要があります。

環境リスクについては、現在の状態を維持するとともにさらなる低減を図っていくことが重要です。また、県民の環境リスクに対する関心を充足し、安心できる社会づくりを一層進める必要があります。

3. 今後の取組

- ・ 県民、事業者等の省エネルギー活動やエネルギーの効率的な利用の促進等によって省エネの取組をより一層進めるとともに、必要となるエネルギーについては、その低炭素化に向け、再生可能エネルギー等の導入促進を図ります。
- ・ 県内での将来的な気候の変化の把握や気候変動の影響に関する評価を実施し、庁内での情報共有および今後の適応策の検討を進めるとともに、県民や事業者等へ影響評価に関する情報を広く提供し、各主体における適応策の取組を促進します。
- ・ こうした取組を進める一方で、IPCC の第5次評価報告書や我が国の約束草案が提示されるなど、国内外の社会情勢等が変化している状況を考慮し、今後の低炭素社会づくりに関する施策のあり方等の検討を進めます。
- ・ 環境リスクのさらなる低減のため、環境汚染物質の主な排出元である工場や事業場に対し、引き続き監視・指導を行うとともに、事業者における環境リスクに対する自主管理体制の構築や環境事故防止の取組を促進します。

- ・ インターネットや県の情報提供サービス「しらがメール」等の広報媒体を用いて、県民へ環境リスクに関する正確な情報をわかりやすく伝えるなど、県民が環境リスクを把握するために参考となる情報を積極的に提供します。
- ・ 容器包装廃棄物や食品ロスの削減など、家庭や職場等での様々な場面における削減の取組を進めることで、発生抑制や再使用の取組を強化します。また、再生利用についても、紙ごみの分別回収の徹底、各種リサイクル法や回収体制の普及・定着化に向けた取組を進めます。
- ・ 廃棄物の適正な処理が徹底されるよう、引き続き処理施設等の監視指導や不法投棄を許さない環境づくりに取り組みます。また、最終処分場の確保や災害廃棄物に対する処理体制の整備など、今後起こりうる事態に対する備えを進めます。

- 1 主体性をもった人育ち・人育てにより、その先の社会づくりを進めます

<現況>

環境に関する様々な課題を解決し、持続可能な社会を実現するには、それらの課題と自分たちの暮らしの繋がりを理解し、県民一人ひとりが主体的に行動を起こすことが欠かせません。1970年代後半に、琵琶湖に淡水赤潮が発生したことをきっかけに広がった「せっけん運動」は、県民の行動が社会を動かし、環境保全へとつながった先駆的な事例です。

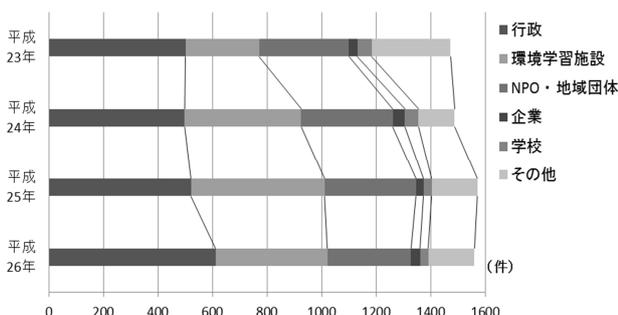
その歴史を持つ本県では、毎年7月1日の「びわ湖の日」に併せて実施される一斉清掃には10万人を超える県民が参加するなど、現在も主体的に環境を守ろうとする県民の意識が高いと言えます。

持続可能な社会を築くためには、このような高い環境保全意識をより多くの県民に、そして次世代の県民に養っていくことが必要であり、そのために大きな役割を果たすのが、「環境学習」です。本県では、ESD^()の視点を重視しながら、様々な環境課題に対し、気づき、学び、考え、行動することができる人を育てるとともに、その人たちが主体的に行動を起こし、それにより持続可能な社会づくりが進むことを目指して、環境学習に取り組んできました。

環境学習や環境教育の推進に向けては、平成16年(2004年)3月に全国初の環境学習に関する条例である「滋賀県環境学習の推進に関する条例」が制定され、これに基づき各主体が必要な役割を担い、様々な取組を実施しています。

県内では、県や市町の主導による事業のほか、NPOや企業などの民間団体、環境学習施設等により、様々な環境学習の場づくりやイベントが実施されています(図表1)。

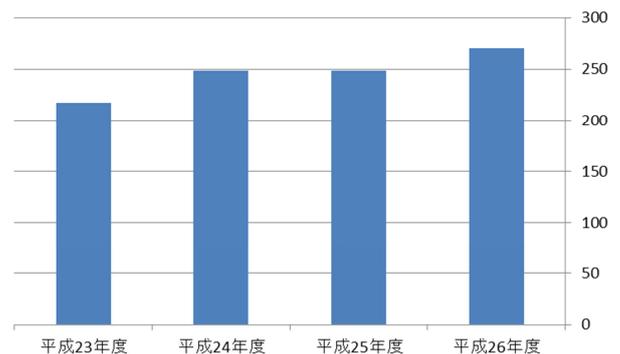
図表1 環境学習関連イベントの主体別実施件数



また、学校教育の分野においても、県内全ての小学校5年生が学習船「うみのこ」で湖上体験学習を实践する「びわ湖フローティングスクール」事業や、小学校4年生を対象とした森林環境学習「やまのこ」、農業への関心を高め、食料や生き物の大切さを学ぶ農業体験学習「たんぼのこ」など、滋賀の豊かな地域資源を活用した、特色ある体験型の学習活動が展開されています。

一方で、県は本条例において環境学習の拠点機能を整備する役割を担っており、現在では琵琶湖博物館「環境学習センター」がこの拠点機能を担い、環境学習に関する活動団体や講師の紹介、研修場所や企画内容等の情報提供や相談対応(図表2)、ホームページやメールマガジンを活用した環境情報の収集、発信などを行っています。

図表2 環境学習センターへの相談件数



<課題および今後の取組>

本県では、既に様々な主体が環境学習に取り組んでいますが、持続可能な社会づくりに向けてさらに多くの人に取り組むよう、また、県民一人ひとりが主体的に行動を起こせる段階にまで環境保全意識が高まるよう、環境学習や環境教育、そのための場や機会づくりに継続的に取り組む必要があります。

そのため、滋賀県環境学習推進計画(第2次)に基づき、「関心を持つ」段階から「自ら考え、行動する」段階に至るまでの、様々な気付きのきっかけを与える環境学習を促進するため、以下の6つの視点から取組を進めています(図表3)。

図表3 環境学習推進のための県の施策体系

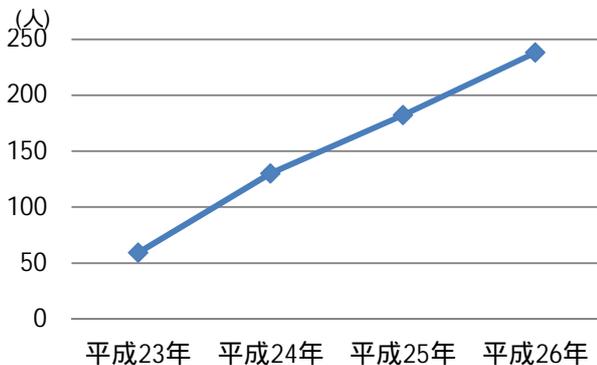
(1)人材発掘・育成および活用
(2)環境学習プログラムの整備および活用
(3)場や機会づくり
(4)情報の提供
(5)連携・協力のしくみづくり
(6)取組への機運を高める普及啓発

環境学習を担う人育てや場づくりの推進（人材発掘や育成、学習プログラムの整備、場や機会づくり）

環境学習を進めるには、活動を先導し、知識を伝えるリーダーや指導者の存在が不可欠です。そのため、環境学習をリードできる人材の発掘や育成に向けて、琵琶湖博物館環境学習センターにおいて、環境保全活動に関わる人や企業の情報収集を進めます。

また、様々な感性が養われる幼児期や就学期の環境学習を促進するため、これを担う保育士や幼稚園教諭に対する学習会の開催や、自然環境に関する専門的な知識を有した学芸員等を活用しての学校教員に対する研修の充実など、「人育て」を担う人材の育成にも取り組みます（図表4）。

図表4 「幼児自然体験型環境学習」指導者育成学習会の参加者数



また、誰もが気軽に環境学習に取り組み、学びを深めることができるよう、環境学習プログラムの充実や、身近なところで環境について学ぶことができる場づくり、機会づくりが必要です。

そのため、自然環境やごみ問題といった直接的に環境に関わるテーマはもちろんのこと、農業や水産業、歴史や文化など、環境に副次的に関係するジャンルについても、個人の学習度合いや年齢に応じた段階的な

プログラムの整備を図ります。

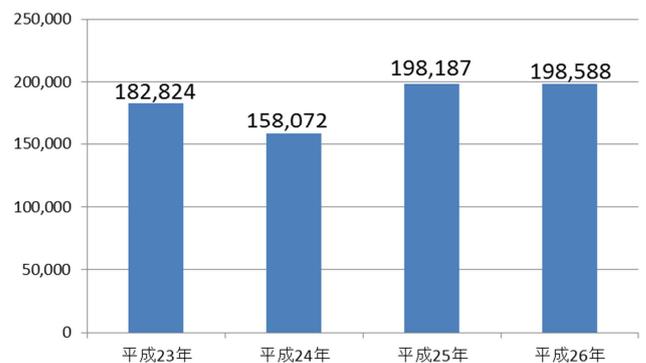
また、体験の場や機会づくりとしては、農業や水産業といった環境と関わりの深い分野をはじめ、「生きる力」を養うために自然の魅力と同時にその怖さ、厳しさを学ぶ防災・減災についての学習機会を提供するなど、多様な分野において取組の充実を図ります。さらに近年では、環境配慮製品を製造する工場の見学や楽しみながら環境についての知識を高めるエコツーリズムなど、様々な形で学びの機会が提供されていることから、これら情報を整理・発信していくとともに、さらなる学びの場や機会の充実を図ります。

情報提供やつながりづくりによる環境学習のサポート（情報の提供、連携・協力のしくみづくり、機運を高める普及啓発）

環境学習を実践するにあたり、地域の指導者の情報や関連イベントの開催予定などの必要な情報が、手軽に入手できることはとても重要です。

現在、琵琶湖博物館環境学習センターでは、これら情報を収集、一元的に整理し、分かりやすく手に入れやすい形で県民等に活用されるよう発信を行っています。特にインターネットホームページ「エコロジーが」では、環境学習センターが収集した学習事例や人材、施設、フィールド、教材などの情報を参照することが可能となっており、多くの県民等に利用されています（図表5）。今後、SNSの普及などにもない情報の発信・伝達方法が目まぐるしく変遷していく中、さらに時代にあった、効果的・効率的な情報収集・発信の方法について、工夫を重ねていきます。

図表5 「エコロジーが」のアクセス数の推移



一方、環境に関わる様々な主体が連携を深めることは、環境学習の機会を充実させ、取組の幅を広げることにつながります。

学校教育においては、「しが学校支援センター」が地域や企業や団体、NPOなどが持つ豊富な知識や経験、思いなどを、学校教育活動へと取り入れる仲介を行い、連携授業を進めています。また、県が支援を行っている「エコ・スクール」活動では、将来の社会づくりの主役である児童・生徒が主体となって、学校や地域の人と連携をしながら環境学習活動を展開されています。

このような県内の多種多様な活動主体の連携がより一層促進されるよう、交流会や活動報告会といった、互いに学び合い、たたえ合いないがら、相互に助け合い、高め合うことができるしくみづくりを、更に進めます。

また、環境学習の普及に向けた機運の醸成に関しては、特に琵琶湖への思いを広く共有するため、環境基本条例が定める7月1日の「びわ湖の日」の発信を行っています。県民に対してはもちろん、琵琶湖の水の恩恵を受ける下流域の住民等に対しても、琵琶湖の保全への理解、協力を促していくため、県内外のショッピングセンター等でのイベント展開や、下流域の学校における出張出前事業の展開、琵琶湖一斉清掃活動への参加呼びかけなどにより、琵琶湖・淀川流域全体で、琵琶湖を守ろうという機運を高めていきます。

()「持続可能な開発のための教育」と訳され、「全ての人々が持続可能な社会の実現に必要な知識や価値観、行動力等を身につけることができる教育・学習」を意味します。ESDによって、環境問題・貧困・紛争といった現代社会の様々な課題を自らの問題として捉え、各自が身近なところから解決に取り組むことによって新たな価値観や行動が生まれ、持続可能な社会の構築に繋がることを目指しています。

- 2 環境保全の視点が社会・経済活動に織り込まれた地域社会づくりを進めます

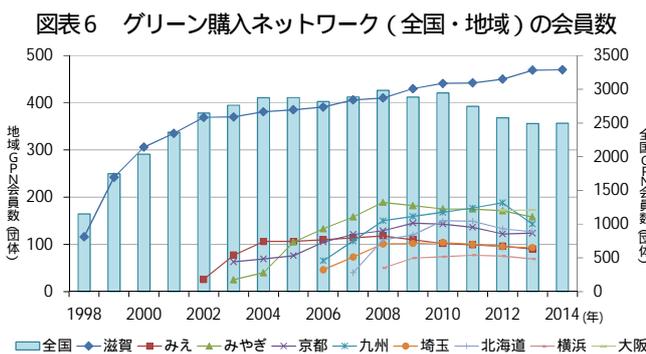
(1) 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換の推進

<現況>

社会・経済活動の拡大や質の向上により、日常生活や事業活動による地球環境への負荷が増大してきたことから、本県では、環境に配慮した生活様式等への転換を進めてきました。

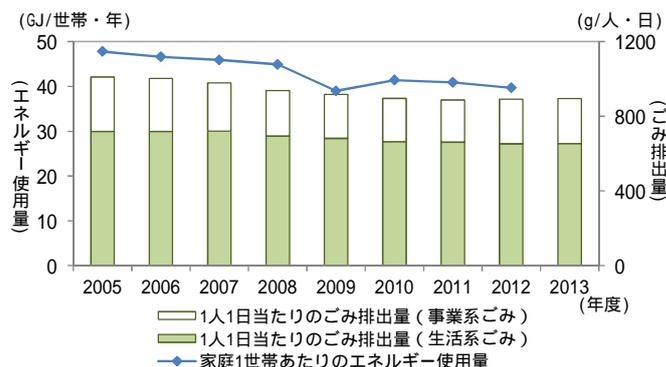
県民の日常生活における環境配慮行動の状況については、平成26年度(2014年度)の県政世論調査によると、不要な電灯の消灯や冷暖房機器の適切な温度設定などの取組を実践している人が回答者全体の約9割に上っています。また、県内の協力店でレジ袋の無料配布を中止するなどの取組を進めてきた結果、買物時のマイバッグ持参率は89.6%(平成27年(2015年)3月)まで向上しており、日常生活での身近な環境配慮行動については、多くの県民に実践されるようになりました。

また、事業活動における環境配慮行動としてグリーン購入の取組状況をみると、滋賀グリーン購入ネットワークの会員団体数はこれまで着実に増加し、他地域の団体と比べ大きな規模へと成長しましたが、近年は横ばいとなっています。(図表6)



さらに、家庭1世帯あたりのエネルギー使用量や県民1人あたりのごみ排出量はともに減少傾向にあることから、県民等の環境配慮行動の効果が一定現れていると考えられます(図表7)

図表7 家庭1世帯あたりのエネルギー使用量、1人1日あたりのごみ排出量

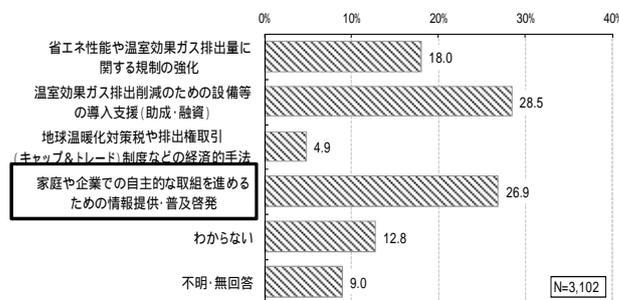


<課題および今後の取組>

県民や事業者によって身近な環境配慮行動は一定取り組まれるようになりましたが、全ての県民や事業者に環境に配慮した生活様式・活動様式が定着することを目指し、さらに多くの主体に取組を促していく必要があります。

そのため、県民や事業者が様々な場面で環境配慮行動に取り組めるよう、各主体の状況に応じた、きめ細やかな情報提供や普及啓発を進めます(図表8)

図表8 地球温暖化対策・低炭素社会づくりに有効な手段についての県民意向



環境意識や取組の段階に応じた切れ目のない普及啓発の実施

県民等の環境配慮行動は、関心が低い人から積極的な行動に至っている人まで、様々な段階にあるため、各主体の段階に応じた普及啓発を行っていく必要があります。

環境配慮意識の低い人に対しては、まずは、本県の自然環境が持つ価値や魅力を知ってもらい、暮らしとの関わりを通して保全の重要性への理解を深めることから始め、そのうえで、行動のきっかけとなるよう

な気軽に取り組める身近な環境配慮行動を提示していきます。一方で、既に行動している人に対しては、環境配慮の具体的な取組を増やしていく、環境家計簿などで自己チェックや改善ができるようにするなど、新たな段階の取組を提案していきます。

このように、環境意識や取組の度合いに応じた重層的な普及啓発を、各段階に対し切れ目なく行うことにより取組の全体的な底上げを図ります。

実践と継続につながる効果的な情報の提供

環境配慮行動は、生活や事業活動の様々な場面で多様な取組が存在する一方、その一つひとつは小さな取組であることから、各主体ができる限り多くの取組を選択し、継続的に実施していくことが重要です。

そのため行政は、それぞれの主体に応じた取組メニューを、県民等の実践意欲や継続意欲につながるようなかたちで提供する必要があります。

例えば、現在県が取り組んでいる、家庭や中小企業を対象とした省エネ診断事業では、各受診者の現状および取組の実践による CO₂ 削減量や経済的なメリットなどを数値により「見える化」し、具体的な取組メニューと一体的に提供しています。これにより、受診者は各取組の効果を理解しながら、自らが実践可能なものを選択することができます。

このような効果的な情報提供により、各主体の実践と継続意欲を高めることで、環境配慮行動を広めていきます。

(2) 本県の環境関連技術の研究成果の活用による環境保全と経済発展の両立

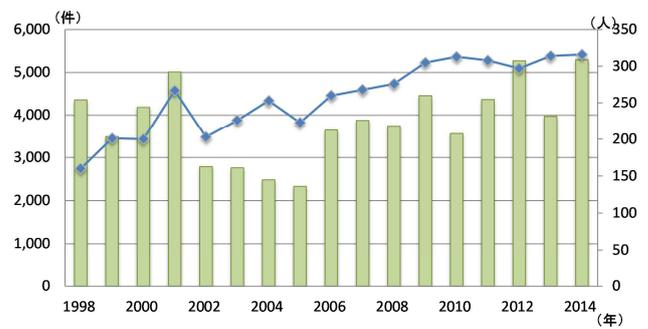
<現況>

本県では、琵琶湖等の環境保全に取り組みながら経済発展を遂げるため、製造業や農業をはじめとした産業界は高い環境意識のもと、早くから先駆的な環境保全対策を進めてきました。その結果、環境保全のための優れた技術や経験が蓄積されるとともに、それらを用いた様々な環境ビジネスが萌芽してきました。

平成 10 年(1998 年)より開催している環境産業見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」では、出展者数・商談件数とも堅調に推移するとともに、出展者・来場者の約半数が県外の企業等となっており、本県が環境ビジネスの一拠点へと成長したことがうかがえます(図表 9)

また、特に近年は新エネや省エネといったエネルギー関連分野や水環境ビジネス分野の出展企業が増え、本県でも電池産業を中心としたエネルギー関連産業が集積している強みや、これまでの環境保全のノウハウ等を活かし、県内企業における低炭素化技術等の環境関連技術の開発促進を進めています。

図表 9 びわ湖環境ビジネスメッセの出展者数・商談件数



※契約の成立または確実と思える商談+今後のセールスにつながる見込みのある商談

一方、農業においては、農薬等の使用量を抑えるなど環境に配慮した生産を行う「環境こだわり農業」に取り組んでおり、農薬や化学肥料に代わる営農技術等の確立や、琵琶湖をはじめとする周辺環境へ負荷をかけない栽培方法の普及を進めてきました。食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりとも相まって、平成 13 年(2001 年)の環境こだわり農産物認証制度の開始以降、取組が拡大しており、水稻においては作付

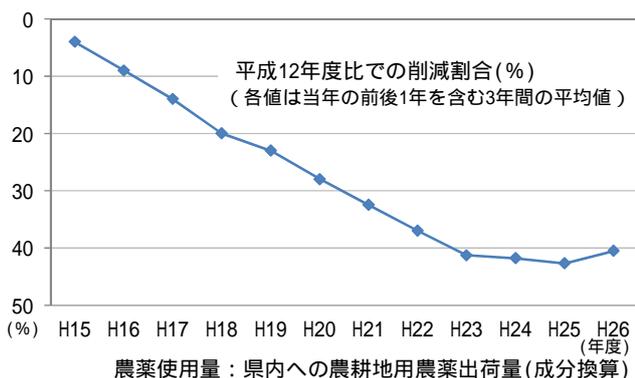
面積の約4割が環境こだわり農産物として栽培されています(図表10)。

また、本取組により、化学合成農薬の使用量の削減や農業排水対策の取組が進むなど、営農活動における環境負荷が低減されています(図表11)。

図表10 環境こだわり農産物の栽培面積、水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合



図表11 県内における化学合成農薬使用量()の削減割合



<課題および今後の取組>

本県の環境関連産業や環境こだわり農業は着実に広がりを見せており、琵琶湖や生物多様性、温暖化対策といった環境保全に寄与しているため、これら産業等のさらなる振興を図る必要があります。

そのため、関連技術や製品等の開発の促進および、製品等の利用促進といった生産と消費の両面での取組を進めます。

環境配慮製品等への価値観の向上による利用促進
環境配慮製品や環境こだわり農産物の利用促進には、製品等の市場化や流通・販売ルートの拡大を進めるとともに、環境配慮製品等に対する最終消費者の価

値観の向上に努めていくことが重要と考えます。

環境こだわり農産物においては、継続的に購入する消費者の割合は増加傾向にあるものの、平成26年度(2014年度)は32%にとどまっています。また、環境こだわり農産物の生産にかかる労力やコストは、一般的な農産物に比べ大きいものの、価格競争等によってそれらを商品価格に十分転嫁できている状況にはありません。

こうしたことから、環境こだわり農産物が持つ食の安全・安心や環境保全といった付加価値を、食育や地産地消の取組等を通じて啓発することで、環境配慮商品に対する消費者の理解を促すとともに、継続的な利用・購入に繋がります。

また、製造業等においては、環境配慮製品の製造といった低炭素社会づくりに貢献する事業活動を適切に評価する手法として、「貢献量評価」の普及を進め、環境に配慮した製品やサービスを提供する事業者の評価・選択に繋がります。

環境保全技術・製品等の開発促進

本県には、エネルギー関連技術のほか、浄化技術や環境測定技術など、これまでの環境保全対策にて培われた様々な環境関連技術があることから、これらの技術の活用や製品・サービスの創出、また、関連技術の開発や高度化を促進し、環境関連産業の振興を図ります。

例えば、水環境保全の分野においては、本県の企業等が有する水質保全の技術やノウハウ等を用いて国内外の水環境課題の解決を目指す「水環境ビジネス」の取組を進めています。本取組は、諸地域の環境課題の解決に貢献できるとともに、産学官民の協力による新たな技術開発やノウハウの向上、本県企業のビジネスチャンス等につながるものであり、積極的な展開を図ります。

また、農業においては、病害虫や雑草の防除等にかかる生産者の労力・作業負担が環境こだわり農業の普及の障害のひとつとなっていることから、生産者が取り組みやすい農業技術の開発や防除技術の向上、それらの普及に取り組めます。

1 活力ある営みの中で、琵琶湖の健全性を確保し、琵琶湖と人が共生する社会を次世代に継承します

<現況>

高度経済成長期以降、地域開発等を通じて得た安全・安心や便利さと引き換えに、私たちと水の距離は広がり、琵琶湖と人とのつながりは希薄なものとなりました。その結果、私たちは身近な生態系の変化にも気づくことが難しい状況にあると考えられます。そのため、本県においては、湖とその集水域全体におけるつながりへの配慮という視点に立ち、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等の取組を進めてきました。

琵琶湖に関連する事象やその評価の視点は様々ありますが、その一つの見方として、近年の琵琶湖と暮らしに関する状態や傾向を、「湖内」、「湖辺域」、「集水域・暮らし」の観点から整理すると、本県がこれまで進めてきた下水道の整備や、工場・事業場の排水規制等の汚濁負荷削減対策により、琵琶湖や河川の水質等の状況は改善傾向が見られる一方、在来魚類の漁獲量の減少、希少野生動物種数の増加、水草の大量繁殖など、琵琶湖流域の生態系に関する課題が生じています。また、私たちの暮らしにおいても、例えば第一次産業の衰退に見られるように、自然と関わりながら生きる暮らしが失われつつあります(図表 12、図表 13)。

図表 12 琵琶湖と暮らしに関する状態・傾向

分類	指標(カテゴリー)	状態				傾向			
		よい	悪くはない	悪い	評価できない	改善している	変わらない	悪化している	評価できない
湖内	琵琶湖の水質					→			
	琵琶湖の植物プランクトン								◊
	琵琶湖漁業の漁獲量(魚類等)							←	
湖辺域	琵琶湖の底質							←	
	琵琶湖の水草(主に沈水植物)							←	◊
湖辺域	琵琶湖のヨシ					→			
	琵琶湖漁業の漁獲量(貝類)							←	
	希少野生動物種							←	
集水域・暮らし	河川の水質					→			
	一次産業(就業者数・生産額)							←	
	環境と調った農業					→			
	森林の状況								◊

「状態」の評価	「傾向」の評価
<ul style="list-style-type: none"> よい(目標値を達成している等、よい状態にあることを示す) 悪くはない(目標値には達していないが、悪くはない状態にあることを示す) 悪い(目標値には遠く、悪い状態にあることを示す) 評価できない(データが不十分、見方により変わる等の理由で評価ができないことを示す) 	<ul style="list-style-type: none"> 改善している(経年的に改善傾向にあることを示す) 変わらない(経年的な傾向が明確には見られないことを示す) 悪化している(経年的に悪化傾向にあることを示す) 評価できない(データが不十分、見方により変わる等の理由で評価ができないことを示す)

出典：琵琶湖と暮らし 2015(マザーレイクフォーラム「びわこミ会議」資料)

図表 13 琵琶湖と暮らしに関する主な事象

湖内	<ul style="list-style-type: none"> 全窒素・全リンなどの栄養塩類の濃度は減少傾向にあり、富栄養化の進行は引き続き抑制されています。 プランクトンの異常発生である淡水赤潮、アオコについては、平成26年度は発生には至りませんでした。 フナ、セタシジミ、ホンモロコ等、琵琶湖の魚類の漁獲量は減少しています。 オクチバスやブルーギルなどの外来魚は、駆除やリリース禁止などの取組により、推定生息量が減少傾向にあります。
湖辺域	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度は、南湖における水草の現存量が過去最大となり、特に、「コカナダモ」が大繁殖しました。 オオバナミズキンバイ等の外来水生植物の生育面積が拡大しつつあります。 ヨシ群落の面積は、平成26年度は約183haにまで回復しました。
集水域・暮らし	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度の「河川の環境基準の達成率(BODの環境基準を達成した河川数÷全24河川)」は75%で、近年は横ばいの状況です。 環境こだわり農業による農作物栽培面積は、平成26年度に14,353haまで増え、化学合成農薬使用量も減少しています。 農業就業人口および耕地面積は年々減少しています。 林業就業業者数は年々減少していますが、一方で、水源林の保全に市民団体や集落において取り組むなど、森林を県民全体で支えていく活動が広がっています。 漁業就業業者数は減少しており、高齢化が進行しています。

<課題および今後の取組>

水質は改善傾向にある一方で、在来の生きものは減少しており、その原因については、外来魚の増加や生息環境の悪化などの直接的な影響のほか、栄養塩バランスやプランクトンの種組成の変化といった琵琶湖の生態系のバランスの変化が食物連鎖を通じて生きものに影響を与えている可能性などが考えられますが、明らかとはなっていません。

加えて、私たちの暮らしと琵琶湖のつながりも希薄化が懸念されています。

そのため、県では、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針である「琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)〈第2期改定版〉」に基づき、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わり」の2つの視点から取組を進めています。

琵琶湖流域生態系の保全・再生への取組
「琵琶湖のゆりかご」としての南湖再生

南湖は、「琵琶湖のゆりかご」と呼ばれているように、様々な魚の産卵・生育に適しており、南湖だけでなく琵琶湖全体の生態系にとって貴重な水域です。しかしながら、水草の異常繁茂や在来魚介類の減少など、南湖の生態系に歪みを示す現象が続いており、自然環境等の重点的な保全・再生に取り組む必要があります。

特に、近年、南湖においては、夏になると湖底の約9割を水草が覆う状況にあります。水草帯は、魚類等の産卵や発育・生育の場等として、琵琶湖を形づくる重要な構成要素ですが、水草が大量に繁茂すると、湖流の停滞による水質の悪化や底層の低酸素化、湖底の泥化など従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えたと考えられます。

本県では、南湖の望ましい水草繁茂の状態とされている1930～1950年代の20～30km²程度(南湖の面積：52.5km²)の面積に近づけるため、繁茂状況をモニタリングしながら、表層刈り取りや根こそぎ除去を実施しています(図表14)。また、刈り取った水草をたい肥化し、かつてのように農地で有効利用することにより、資源の循環利用を推進するとともに暮らしと湖のつながりの再生にも取り組んでいます。

さらに、水草の異常繁茂により、固有種のホンモロコ等の移動が阻害されていることから、南湖の産卵繁殖場から北湖まで連続した水草刈り取りによる移動経路の確保と種苗放流を実施し、漁場の再生を図っています。

水草対策のみならず、外来魚(ブルーギル・ブラックバス等)や外来植物(オオバナミズキンバイ等)の駆除、ヨシ帯の保全・再生、湖底環境の改善など、総合的な対策により、湖辺域の環境を回復し、ホンモロコやセタジミなどの在来魚介類でにぎわうかつての南湖を取り戻すことを目指します。

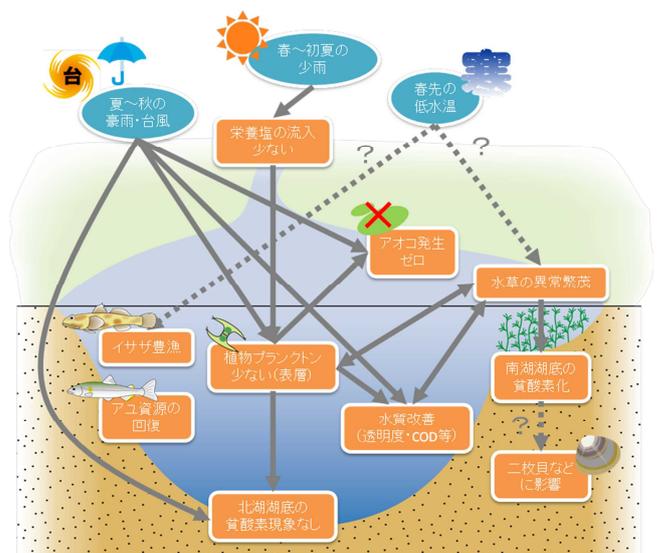
「在来魚介類のにぎわい復活」に向けた連携による取組の展開

琵琶湖で生じている生態系の歪みを是正し、かつての魚たちのにぎわいを復活させるためには、琵琶湖で今起こっている現象や多種多様に絡み合う要因について正確に把握し、関係機関が主体的に有効な対策を取ることが必要です。

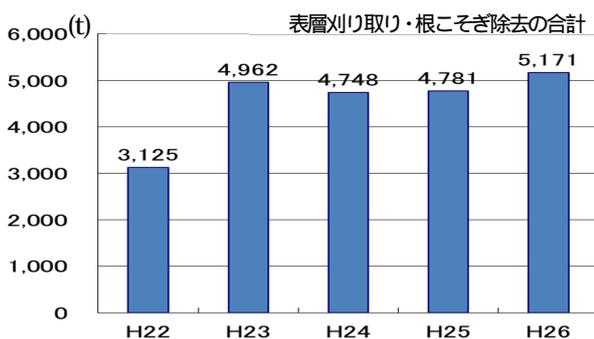
本県では、県庁の行政部局と試験研究機関で構成する「琵琶湖環境研究推進機構」を設置し、環境や水産など分野横断による総合的な視野に基づく課題解決を図ることとしており、現在、喫緊の課題である「在来魚介類のにぎわい復活」に向けた研究に取り組んでいます。この研究では、在来魚介類の生息環境の再生を図るため、「水系のつながり」の視点で、森・川・里・湖における変化とその影響を調査するとともに、餌環境の再生を図るため、「生物のつながり」の視点でリンなどの水質と、植物プランクトン、動物プランクトン、魚介類の相互関係の解明を進めています。

また、行政と事業者で「魚たちのにぎわいを協働で復活させるプロジェクト」チームを設置し、琵琶湖で生じた主要な事象や課題について関係者間で情報を共有するとともに、事象間の関連性について検討を行い、その知見を各機関の取組に活かしています(図表15)。

図表15 平成26年度に琵琶湖で生じた主要な事象の関連図



図表14 琵琶湖の水草除去量



暮らしと湖の関わりの再生への取組

生態系の保全・再生のためには、人々の暮らしや産業活動において、琵琶湖をはじめ身近な水環境への関心や理解を深め、環境への負荷を最小限に抑える取組を継続して進めることが重要です。

特に、第一次産業は、自然環境に対する直接的な働きかけが生産活動の基本であるため、自然との関係性が深く、琵琶湖とその集水域の環境に影響を与えやすいと考えられます。そのため、農林水産業をはじめとする様々な生業（なりわい）が、琵琶湖流域の環境と調和する形で活性化することを目指し、県産の農林水産物の利用促進などの各種取組を進めています。

また、環境美化、ヨシ群落保全、外来動植物の駆除等の地域活動・ボランティア活動を支援する仕組みづくりや環境学習等、琵琶湖流域との関わりを生み出すための様々な機会の充実を図ります。

さらに、琵琶湖に対する理解を深めるとともに、琵琶湖の保全に主体的に参画する機運を高めるため、マザーレイク 21 計画の進行管理を、県民、NPO、事業者など多様な主体により進めてきました。

そうした取組の一つとして、活動分野を超えて交流しながら、琵琶湖の現状や施策の方向性について話し合うマザーレイクフォーラム「びわコミ会議」を実施しています。平成 27 年度（2015 年度）は 8 月 22 日に開催し、テーマを「びわ湖はみんなの生き方を映す水鏡～『つながり』をどう広げ、どう生かす？～」として、各団体からの発表や小グループに分かれての話し合いなど、全員参加型による意見交換を行いました（参加者数 205 人、参加団体数 82 団体）。琵琶湖の保全再生に向けて、さらに多くの個人や団体が関わり、新たな活動の展開につながるよう参加者の拡大に取り組めます。

- 2 生きものにぎわいとつながりのある豊かな社会づくりを進めます

(1) 多種多様な野生動植物と人間とが良好な関係を保つことによる、滋賀の生物多様性の保全・再生

<現況>

本県は400万年の歴史を有する古代湖・琵琶湖を有し、2,400種以上の水生生物が生息・生育し、県域全体では10,000種を超える生物が記録されています。また、里地里山などにみられる自然に支えられた人々の暮らしが生まれ、鮎ずしなどの滋賀独自の地域文化も育まれてきました。

しかしながら、開発などによる生物の生息・生育環境の劣化や消失、自然と人との関係の希薄化による二次的自然の荒廃、獣害の増加、オオクチバスやオオバナミズキンバイ等の侵略的外来生物の侵入・定着などにより、本県独自の生物多様性に危機が迫っています。

例えば、ニホンジカは、近年、個体数が増加し、分布範囲が拡大したために、食害による農林業被害や森林の植生衰退・土壌侵食を引き起こしています。今後もこのような状況が続けば、農林業被害だけではなく、自然生態系にも深刻な影響が及ぶと予測されます。

また、カワウの急激な生息数の増加により、アユなどの水産資源が捕食される漁業被害や、集団営巣地(コロニー)周辺での樹木の枯損が起きています。

さらに、県内では侵略的外来種の侵入・定着が相次ぎ、平成21年(2009年)に初確認された水生植物のオオバナミズキンバイは南湖全域に拡大し、在来植物との競合、底生生物・魚類の生息環境の悪化、水流の停滞による水質の悪化、漁船の航行や漁場への影響など、生態系や景観、産業への影響が懸念されています。

一方で、私たちの社会構造や生活スタイルの変化に伴い自然への働きかけが縮小し、里山の荒廃や竹林の拡大など、二次的自然の中で育まれてきた生物多様性が大きく損なわれています。

また、地球温暖化などの地球規模の環境変化により、これまであまり見られなかった生物が定着するなど、野生生物の分布に対する影響も始めています。

<課題および今後の取組>

外来種やニホンジカ、カワウ等の「増えすぎ」や多くの在来種の「減りすぎ」といった自然界のバランス

の崩れという生物多様性の危機に対して、緊急の取組を実施する必要があります。

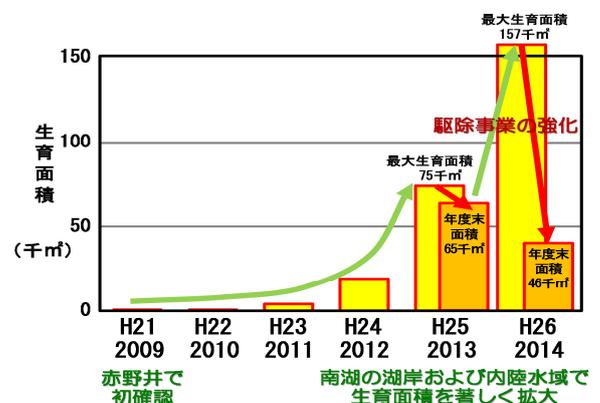
また、社会全体として生物多様性を保全しその恵みである「生態系サービス」を持続的に享受するため、生物多様性に関する理解を深めるとともに、各主体の活動における生物多様性への配慮を広めるための取組を推進する必要があります。

これらの課題に戦略的・体系的に対応するため、平成27年(2015年)3月に「生物多様性しが戦略」を策定し、それに基づいた取組を進めています。

本県の生物多様性を脅かす外来種等への対応
侵略的外来生物は放置すると著しく増加、拡大し、在来種の存続を脅かすなど、生態系全体に悪影響をもたらすおそれがあります。

例えば、南湖で急増した外来植物のオオバナミズキンバイに対しては、平成25年度(2013年度)から生育面積の縮減のため本格的な駆除を開始し、管理可能な生育状況に抑えることを目指しています(図表16)

図表16 オオバナミズキンバイの生育面積の変化

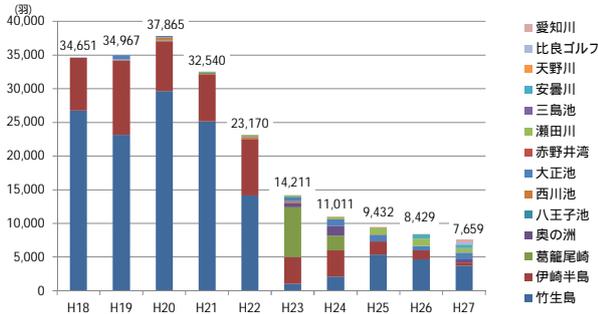


食害の影響が著しいニホンジカに対しては、被害状況の把握や効果的な捕獲方法を検証しながら、影響の軽減を目指した捕獲事業の強化を進めています。

また、カワウに対しても個体数調整に取り組んでおり、近年、大規模コロニーでの生息数が大幅に減少してきています(図表17)。しかし、小規模コロニーの形成等の課題も発生しており、当面は管理しやすい程度まで、長期的には被害が表面化していなかった頃の個体数4,000羽を目標として生息数の削減に取り組ん

でいます。

図表 17 滋賀県春期（5月）カウ生息数の推移



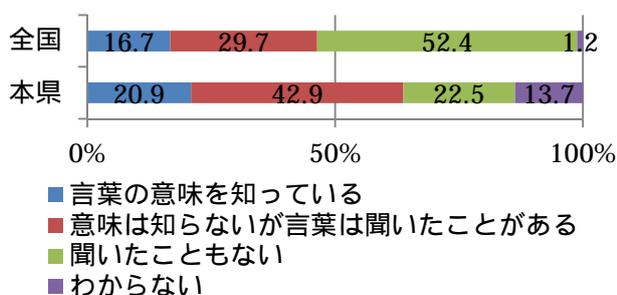
生物多様性に対する県民の理解や生態系サービスの持続可能な利用の取組の推進

本県の生物多様性を保全しながら、その恩恵として生態系サービスを持続的に享受するためには、県民一人ひとりが、日常生活や社会経済活動などのすべての営みが生態系サービスに支えられていることを認識し、生物多様性の重要性やその価値を理解していく必要があります。

本県での「生物多様性」という言葉の認知度は、全国より高い状況にはあるものの、その意味を知っている人はいまだ2割にとどまっており、多くの県民にとってなじみの薄い状況にあります（図表 18）。そのため、まずは県民が生物多様性について知る、気づく、考える機会を環境学習やイベント等により設け、理解の促進を図ります。

また、併せて、地域資源の活用、地産地消の推進、生産活動における環境への配慮に関する認証など、社会経済活動に生物多様性を組み込む取組を進めます。

図表 18 生物多様性の認知度



出典：平成 25 年度県政世論調査

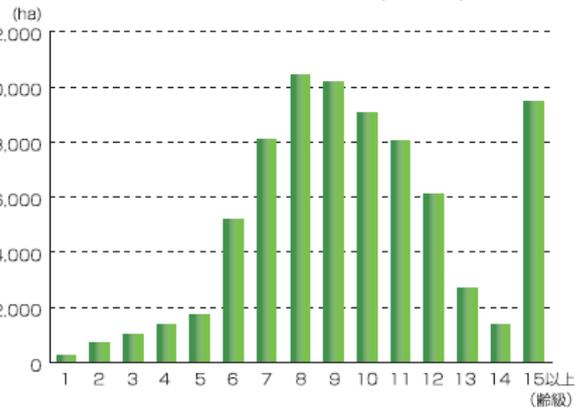
(2) 森林の多面的機能が持続的に発揮される、地域特性に応じた森林づくり

< 現況 >

本県の森林は県土の約半分を占めており、水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など、様々な役割を果たしています。そのため、これら多面的な機能が持続的に発揮されるように、「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、地域特性に応じた森林保全や森林管理に取り組んできました。

本県では、森林の約9割が民有林であり、その中でも個人の所有が41%と最も多くなっています。また、人工林が44%を占めており、その約半分が手入れの必要な、林齢9齢級（45年生）以下の森林となっています（図表 19）。一方で、戦後に造成された人工林が、今後、本格的な利用期を迎える状況にあります。

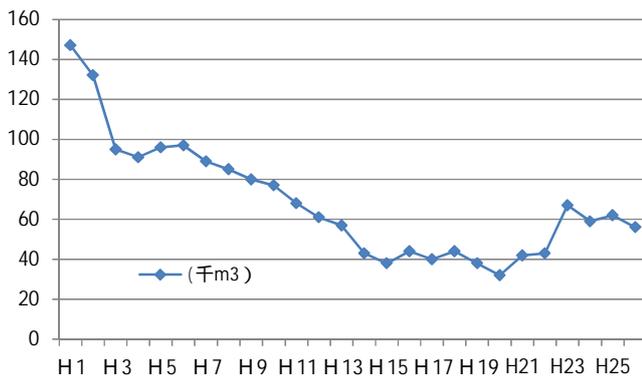
図表 19 人工林の齢級別面積（民有林）



齢級：森林の林齢を5ヶ年でひとくくりにしたもの。

森林の多面的機能を持続的に発揮するためには、林業活動の活性化による適切な森林整備を推進し、森林資源の循環利用を進めることが不可欠ですが、平成 26 年（2014 年）の県産材の生産量は 56,000m³にとどまっており、近年増加傾向にはあるものの、低い水準で推移しています（図表 20）。一方で、平成 24 年（2012 年）に東近江市において県産材の流通拠点である「木材流通センター」が開設、平成 27 年（2015 年）には、米原市において木質バイオマスの発電施設が稼働を開始するなど、県産木材の利用拡大が図れる施設の整備が進んでいます。

図表 20 本県の木材生産量の推移

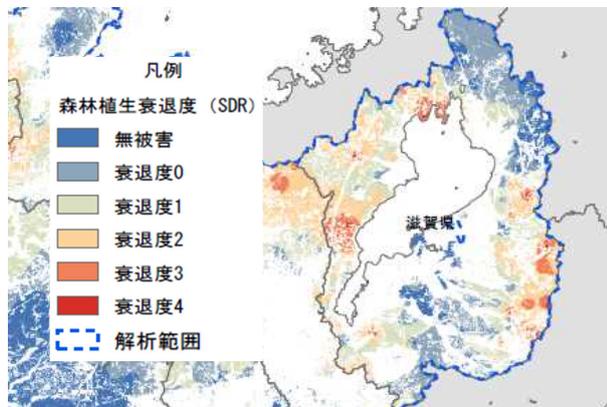


一方、近年、水源林周辺の目的不明な森林の取得や二ホンジカによる植生・林業被害の増加、森林生態系被害の増加など、森林の健全性を脅かす事象が顕在化しています。

林野庁の調査によると、平成 18 年から平成 26 年において、居住地が海外にある外国法人や外国人と思われる者による森林買収の事例が、他道県にて 92 件、1,153ha 確認されています。そのため、本県を含む 16 道県（平成 26 年度(2014 年度)末時点）が水資源保全の観点から、水源周辺における土地取引行為に事前届出を求める条例を定めています。

また、二ホンジカの急増により若芽や樹皮等への食害が深刻化しており、森林生態系への影響が顕著になっています（図表 21）。

図表 21 シカによる森林植生衰退状況



出典：関西広域連合 平成 26 年度野生鳥獣対策検討業務報告書より作成

< 課題および今後の取組 >

森林の健全性を阻害する新たな課題への対応が必

要となっています。また、本格的な利用期を迎える森林資源の循環利用の推進が求められています。

そのため、琵琶湖森林づくり基本計画では、平成 27 年度（2015 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの戦略プロジェクトとして、「生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進」と「県産材の安定供給体制の確立」を掲げており、新たな課題に対して重点的かつ戦略的に取り組んでいきます。

生物多様性に富んだ豊かな森林づくりの推進

森林の多面的機能を持続的に発揮させていくためには、森林の保全・管理等の総合的な取組を行うとともに、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりを進める必要があります。

そのため、琵琶湖等の下流域への安定的な水の供給を図るなど、水源かん養機能の維持に特に必要な森林を積極的に水源森林地域として指定し、届出制度等による適正な保全・管理を図ります。あわせて、水源林保全巡視員を配置し、山地災害の危険地や森林被害の実態、林地の開発状況等の点検や巡視を強化し、森林の保全に努めます。

また、計画的な除間伐等の森林整備により森林の健全性を維持するとともに、適切な植生維持による生物多様性の保全を図るため、増えすぎた二ホンジカの多様な主体による捕獲を推進するなどし、生息密度の低減を進めます。

県産材の安定供給体制の確立

森林資源の循環利用を進めるため、川上から川下までの多様な取組により、県産材の安定供給体制を確立する必要があります。

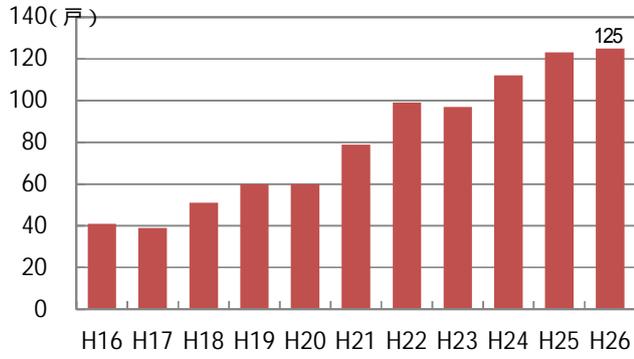
そのため、木材の生産段階においては、搬出間伐等の取組を推進するとともに、林内に放置されてきた間伐材等の残材を搬出・利用する取組を推進します。

また、県産材の利用拡大を進めるため、ニーズに即した原木供給など、木材流通センターを核とした県産材の生産・流通体制の強化に取り組むとともに、県産材加工施設や木質バイオマス利活用施設等の整備を推進します。

あわせて、公共施設の木造化・木質化の取組等によ

り県産材の普及啓発やPRをおこない、住宅などでの
県産材の積極的な利活用を促進します（図表 22）。

図表 22 県産木材を使用した住宅の助成戸数



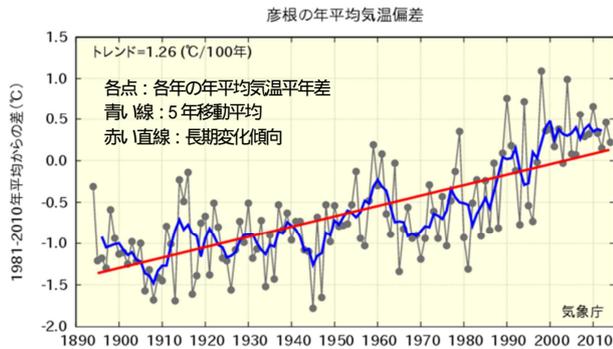
- 1 低炭素社会・省エネルギー型の社会への転換を進めます

<現況>

世界全体の二酸化炭素排出量は、人口増加や経済成長により増加し続けており、地球温暖化に関する国際的な研究機関である「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の第5次評価報告書によると、二酸化炭素の濃度が最も高くなるシナリオでは、21世紀末までに世界の平均気温は、2.6～4.8 上昇すると予測されています。さらに、同報告書では、「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の主な原因であった可能性がきわめて高い」と指摘しており、私たちの生活や経済活動にともなう温室効果ガスの過剰な排出が地球温暖化を引き起こしていると考えられます。

県内の年平均気温の経年変化は、明治27年（1894年）から平成25年（2013年）の間に、100年あたり1.26 の割合で上昇しています（図表23）。また、既に世界的な気温の上昇やこれに起因すると考えられる異常気象等の気候変動が生じ始めており、本県においても平成22年（2010年）8月には、県内すべてのアメダス観測地点で観測開始以来最も高い平均気温を記録しています。

図表23 県内(彦根市)の年平均気温の経年変化



出展：気象庁資料より作成

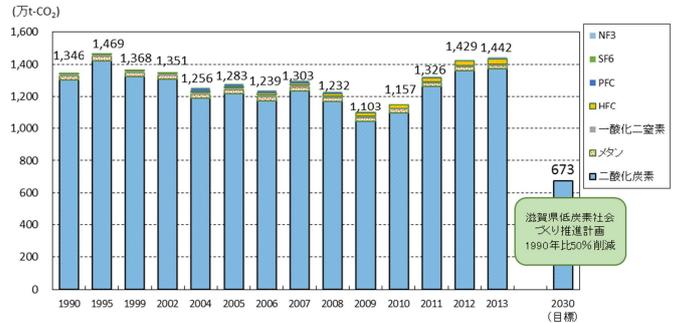
滋賀県域における平成25年度（2013年度）の温室効果ガス総排出量は、1,442万トン（速報値）であり、平成2年度（1990年度）比で96万t（約7.1%）増加しています。また、総排出量のうち、二酸化炭素が95.4%と大半を占めています（図表24）。

二酸化炭素排出量は、産業・業務・家庭・運輸部門からの排出量が全体の約98%を占めており、このうち産業部門からの排出量が一番多くなっています（図表

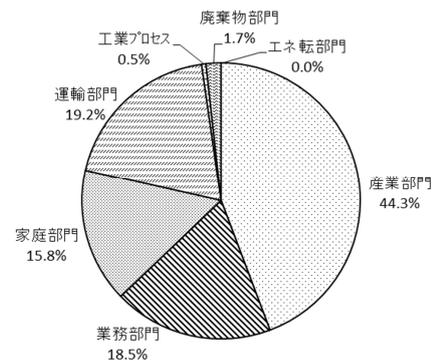
25）

また、平成22年度（2010年度）以降は、エネルギー使用量はほぼ横ばいですが、電力排出係数の影響^()により、温室効果ガスの排出量は増加傾向にあります。

図表24 本県における温室効果ガス排出量の推移



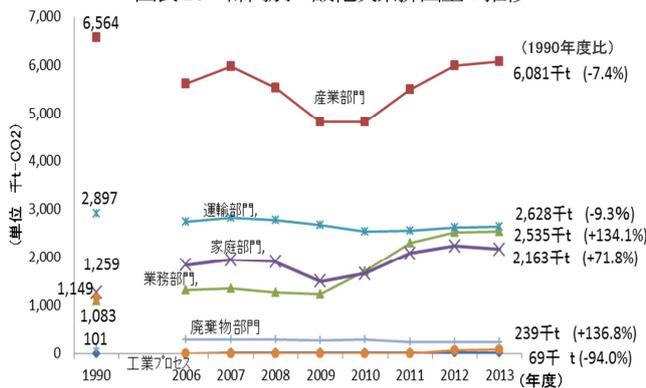
図表25 二酸化炭素排出量の部門別内訳



次に、部門別の二酸化炭素排出量は、平成25年度（2013年度）の産業部門および運輸部門では、平成2年度（1990年度）と比較して減少していますが、産業部門では平成22年度（2010年度）以降増加傾向にあります。

一方で、平成25年度（2013年度）の家庭部門および業務部門は、平成2年度（1990年度）と比較して、それぞれ約1.7倍、約2.3倍に増加しています（図表26）。

図表 26 部門別二酸化炭素排出量の推移



また、本県の再生可能エネルギーの導入量は固定価格買取制度の開始後、特に事業用太陽光発電が急速に拡大したことで、着実に増加しています（図表 27）。

図表 27 再生可能エネルギー発電設備の導入状況（累積ベース）



< 課題および今後の取組 >

本県では、産業部門からの二酸化炭素排出量が県全体の約半分を占めています。また、家庭部門や業務部門では、平成 2 年度（1990 年度）と比較して、排出量が大幅に増加しています。そのため、これらの部門を中心としたより一層の排出削減に取り組めます。

また、既に地球温暖化に起因すると考えられる気候変動が生じ始めていることから、今後起こりうる自然環境や社会経済活動へのリスクにも対応していく必要があります。そのため、温室効果ガスの排出を削減する「緩和策」に加えて、気候変動の影響を抑制する「適応策」を検討します。

こうした取組を進める一方で、IPCC の第 5 次評価報告書や我が国の約束草案が提示されるなど、国内外の社会情勢等が変化している状況を考慮し、今後の低炭

素社会づくりに関する施策のあり方等の検討を進めます。

省エネ取組および再生可能エネルギー導入の促進
低炭素社会・省エネルギー型社会への転換のためには、県民、事業者等の省エネの取組をより一層進めるとともに、必要となるエネルギーについては、その低炭素化に向け、再生可能エネルギー等の導入促進を図っていくことが必要です。

そのため、省エネ型ライフスタイル・ビジネススタイルの定着や設備・機器の高効率化の推進、エネルギーマネジメントによる効率的な利用の促進等により、家庭や産業等、あらゆる分野における省エネ取組を推進します。

また、太陽光パネルなどの再生可能エネルギー関連製品や省エネ製品、その部品や素材を製造する工場が多く立地しているという本県の産業構造を活かし、温室効果ガスの排出削減に貢献する製品・サービスを生み出す事業活動を推進することで、産業部門における排出量の削減を進めます。

一方、再生可能エネルギーの導入においては、機器等の普及により比較的導入が容易となった太陽光発電について、個人用住宅や事業所における導入推進やメガソーラー事業の立地促進などに引き続き取り組み、さらなる普及を目指します。また、地中熱や木質バイオマス発電といった地域資源や地域特性を活かした分散型のエネルギーについても、新たなエネルギー資源の創出が見込めるとともに、地域活性化や防災力の向上等にも資するため、導入を促進します。

気候変動の影響に対する適応策の推進

本県では、農業分野において、温暖化の影響に対応した水稲の品種である「みずかがみ」の栽培を開始したり、自然災害分野で、水害のリスクに対応した流域治水の取組を実施するなど、気候変動の影響に対応するための適応策を、一部の分野において既に実施しています。

このような適応策の検討や実施をあらゆる分野に広げていくためには、県内での将来的な気候の変化の把握や気候変動の影響に関する評価を、県としての統

一的に実施し、必要な情報を整理・蓄積するとともに広く提供していくことが不可欠です。

そのため、既に実施している分野でのさらなる推進と、他の分野（健康分野や生態系分野等）での新たな取組を検討していくため、気候変動に関する影響評価の調査を実施し、庁内での情報共有および検討を進めます。また、適応策は被害が想定される各地域で実践されることが重要であるため、県民や事業者等に影響評価に関する情報を広く提供し、各主体による適応策の取組を促進します。

（ ）電気使用量 1 kWh あたりの二酸化炭素排出量を示します。東日本大震災以降、原子力発電から火力発電等にシフトしたことにより、電力排出係数が上昇しました。

- 2 環境リスクの低減による安全・安心な社会づくりを進めます

< 現況 >

今日の私たちの生活や経済活動においては、様々な物質が使用、排出されています。例えば、暮らしを支える種々の製品の製造過程では数万種を超える化学物質が使用されています。また、私たち自身も日々の生活の中で、生活雑排水や廃棄物といったかたちで汚濁物質を排出しています。

こうした様々な物質（環境汚染物質）が大气や水といった環境中の経路を通じ、人の健康や生態系に影響をおよぼす可能性（おそれ）を「環境リスク」といいます。

本県の環境リスクにかかる課題を、時代を追って振り返ると、工場・事業場から排出される重金属等の有害物質による人体や生態系への影響、有機物の過剰な排出による水質汚濁、富栄養化にともなう赤潮やアオコの発生による水道水の異臭味や利水障害の発生、有機塩素系化合物などの微量化学物質の長期摂取による健康被害の懸念などがあります。

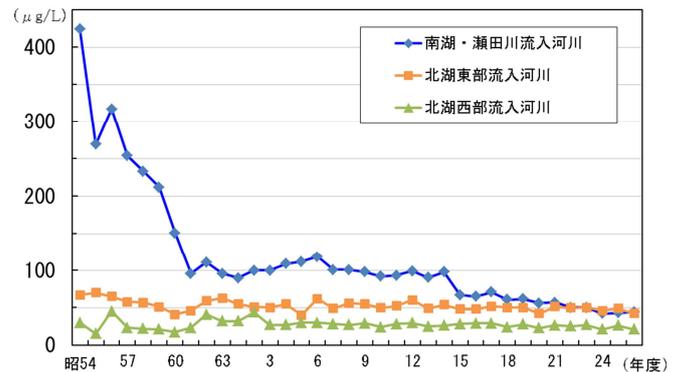
これらの問題に対して、県では、滋賀県公害防止条例等の施行による工場・事業場の規制を行い、環境汚染物質の拡散防止や排出抑制を進めるとともに、工場・事業場に対して、原材料を転換するなど生産工程の工夫による環境負荷の低減や、環境汚染事故の未然防止等の自主的な取組みを促してきました。その結果、環境汚染物質の排出量は減少し、琵琶湖・河川の水質および大気環境など、本県をとりまく環境は改善されてきました（図表 28、図表 29、図表 30）

現在では、県内の環境リスクは、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がされていると考えられます。

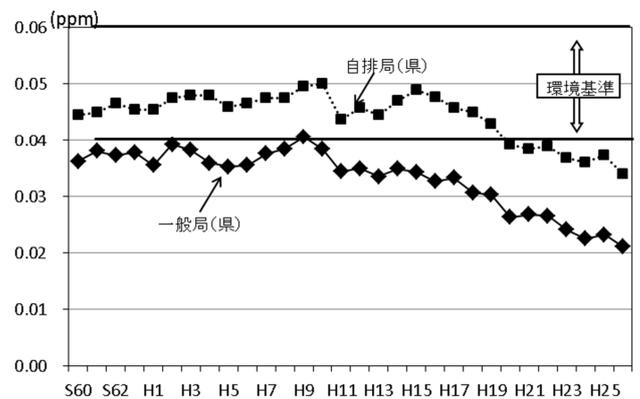
しかしながら一方で、東日本大震災における原子力発電所事故では、放出された放射性物質による健康影響等が危惧され大きな問題となりました。また、平成 25 年（2013 年）1 月には、全国的に微小粒子状物質（PM2.5）の大気中濃度が一時的な急上昇が見られたことで、生活環境への影響に対する関心を集めるなど、新しい課題も浮かび上がってきました。

このように、環境リスクに関わる様々な事象が表出する中で、県民の環境リスクに対する関心や安全・安心な生活環境に対するニーズは高まりつつあります。

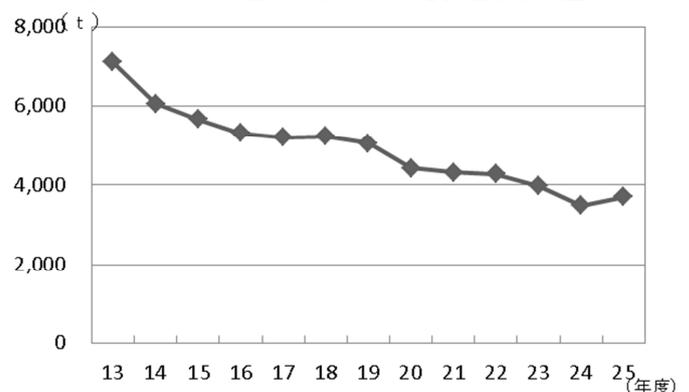
図表 28 河川の全リン濃度の経年変化



図表 29 大気中の二酸化窒素濃度の経年変化



図表 30 PRTR 法に基づき報告された化学物質の排出量



< 課題および今後の取組 >

現在、環境リスクは概ね私たちの生活に支障がない状態で管理できていると考えられますが、この状態を維持するとともに、さらなる低減を図ることが重要です。また、県民の環境リスクに対する関心や安全・安心な生活環境を求める声は高まりつつあるといえます。

そのため、事業者などによる環境規制の遵守や環境

基準の達成、化学物質管理の取組を引き続き進めるとともに、県民に適時情報提供を行うなど、住民が周辺環境の状況を的確に把握できるよう取り組みます。

工場・事業場に対する環境汚染物質の排出抑制対策の推進

環境リスクの低減のためには、環境汚染物質の主な排出元である工場や事業場に対し、引き続き排出抑制を進めることが重要です。

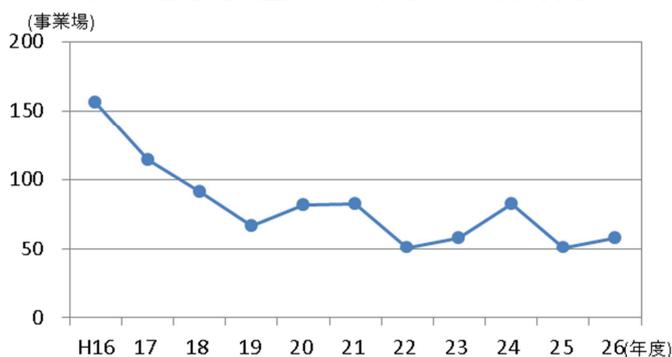
工場・事業場のばい煙や排水には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、滋賀県公害防止条例等に基づく規制が適用されており、立入検査やばい煙・排水検査の結果、不適合であった工場・事業場に対しては行政指導を実施しています。

これまでの取組みにより不適合事業場数は大きく減少しましたが（図表 31）、今後も工場や事業場の監視・指導を実施し、法令遵守や環境汚染物質の排出抑制を進めるとともに、環境リスクに対する自主管理体制の構築や環境事故防止の取組について助言を行うなど、環境リスクの低減のための取組を進めます。

媒体を用いて、引き続き迅速に発信します。さらに、光化学オキシダントやPM2.5の濃度が上昇した場合には、安全・安心の観点から、県民に対して屋外活動を控えるなどの生活上の注意事項を周知します。

また、化学物質の有害性やPRTR法に基づく化学物質の排出量の情報、地下水の流向・水位等の情報、事業者における有害物質の使用状況等の情報といった、県民が環境リスクを把握するために参考となる情報についても、わかりやすく整理し、積極的に提供します。

図表 31 工場排水検査における行政指導数の経年変化



県民への環境リスク情報の提供

県民の環境リスクに対する関心を充足するとともに、安心できる社会づくりを進めるため、環境リスクに関する正確な情報をわかりやすく伝えることが必要です。

特に、光化学オキシダントやPM2.5などの大気環境中の測定結果や、環境中の放射性物質に関する情報など、即時性の必要な情報については、インターネットや県の情報提供サービス「しらがメール」等の広報

- 3 廃棄物の排出抑制や再使用に重点をおく3R取組のステップアップを進めます

< 現況 >

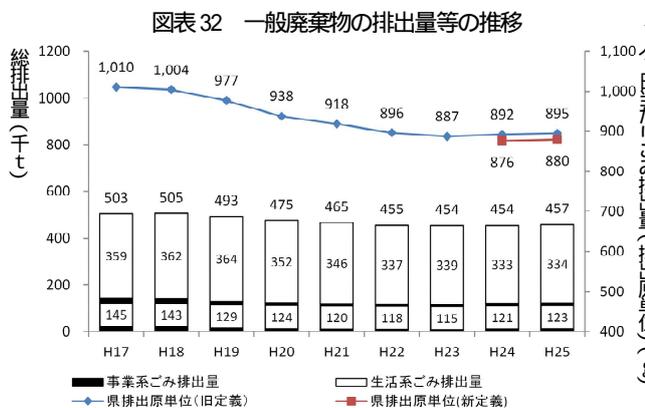
本県では、「循環型社会」(廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用の取組により、新たに採取する資源を少なくした、環境負荷の少ない社会)を構築するため、廃棄物の発生抑制(リデュース)や再使用(リユース)に重点を置いたうえで、再生利用(リサイクル)とともに3Rの推進に取り組んできました。

一般廃棄物^()については、容器包装廃棄物の削減をはじめとする廃棄物の減量の取組および家庭や事業所に対する廃棄物の減量に係る普及啓発の取組等により、排出量は減少傾向にあります。近年、事業系一般廃棄物が増加したことにより、全体としてもやや増加傾向となっています(図表32)。

次に、総資源化量および再生利用率は、平成19年度(2007年度)以降減少し、近年はほぼ横ばいとなっています(図表33)。この要因としては、容器の軽量化や集団回収量の減少等と考えられます。また、小売店等での店頭回収が拡大したことにより、行政回収量には計上されないが再生利用されているものも相当量あると推測されます。

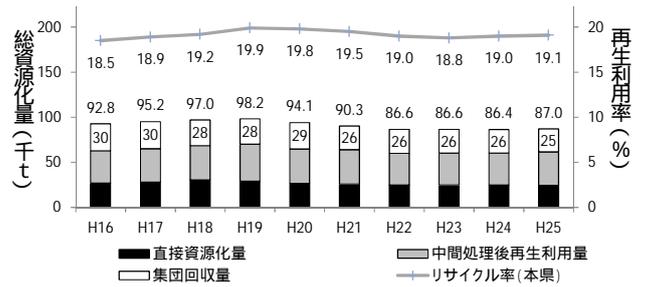
一方、一般廃棄物焼却施設での余熱利用の状況については、県内で稼働中の11施設は、稼働年数が長期にわたる施設や間欠運転炉、余熱未利用施設が多い状況にあり、本県の余熱利用率は66%と全国平均値の92%を下回っています。

また、最終処分量は約50千t(平成25年度(2013年度))となり、近年鈍化していますが、概ね減少傾向にあります。



(注)住民基本台帳法の改訂により外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となったことから、平成24年度より新定義による数値も併記。(旧定義:総人口に外国人人口を含まない。新定義:総人口に外国人人口を含む。)

図表33 一般廃棄物の再生利用率等の推移



一方、産業廃棄物^()の排出量は、景気動向に左右される面がありますが、近年概ね横ばいとなっています(図表34)。

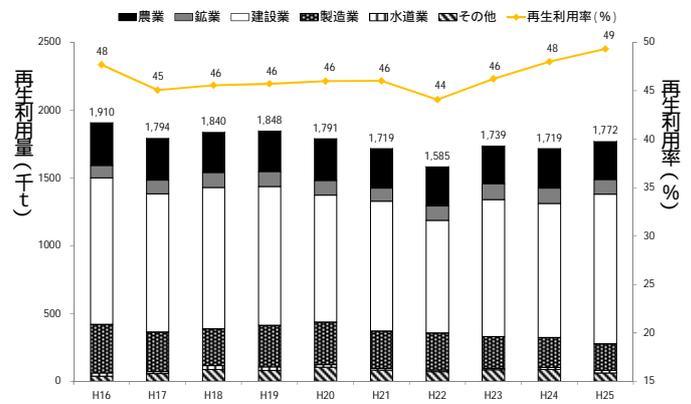
総資源化量および再生利用率は、ともに平成22年度(2010年度)以降概ね増加傾向にあります(図表35)。これは、再生利用率の高い建設業から排出されるがれき類の増加が影響していると考えられます。

また、最終処分量は、約79千t(平成25年度(2013年度))となり、概ね減少傾向にあります。

図表34 産業廃棄物の排出量等の推移



図表35 産業廃棄物の再生利用率等の推移



<課題および今後の取組>

廃棄物の減量や再生利用は着実に進んでいますが、より一層の減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けて、まずは廃棄物の発生を抑制する2R(リデュース・リユース)を推進することが重要です。あわせて、発生した廃棄物を資源として循環させるリサイクルを進めるとともに、環境負荷や生活環境への影響等を最小化するため適正処理を引き続き徹底する必要があります。

そのため、2Rの取組の強化を図るとともに、引き続きリサイクルの取組を促進します。また、廃棄物の適正処理の推進や災害廃棄物の処理体制の強化等に取り組みます。

2R(リデュース、リユース)の取組の強化

一般廃棄物は主に私たちの日常生活から発生するため、家庭や職場等での様々な場面において削減の取組を進める必要があります。

容器包装もその一つであり、用途上、利用後は廃棄されやすいため、その使用自体を抑制することが重要です。レジ袋については、これまで小売店の協力のもとマイバッグ持参運動やレジ袋の無料配布中止の取組等を実施し、消費者の環境配慮意識の醸成やライフスタイルの転換を促すことで使用量の削減を進めてきました。今後も、このような取組を食品関連の売場以外へと広めていくことやレジ袋以外の容器包装廃棄物の削減へと繋げることで、廃棄物の削減を図ります。

また、家庭や事業場から生じる食べ残しや売れ残りといった食品ロスの発生量は、平成24年度(2012年度)は国全体で約642万tと推計されており、廃棄物の削減のためには、食品ロスの削減を推進することが重要となっており、実態把握や削減に向けた取組を検討していきます。

産業廃棄物においては、事業者等による自主的な取組をさらに促進することが重要であることから、発生抑制等にかかる研究開発および施設整備の促進や、多量排出事業者による産業廃棄物処理計画策定に係る指導、排出事業者に対する普及啓発などに引き続き取り組みます。

リサイクルの取組の推進

一般廃棄物については、焼却される廃棄物に紙類が一定程度含まれている状況から、再生利用可能な紙ごみ等の分別・回収を徹底する必要があります。そのため、自治会等で取り組まれる集団回収に加えて、小売店等での店頭回収など、様々な回収ルート¹の確保や周知に取り組みます。

また、容器包装や家電、食品等において、国や業界団体による各種リサイクル法や回収体制の整備が進んでいることから、引き続きこれら回収ルートを周知していくとともに、近年施行された小型家電リサイクル法のさらなる普及・定着化に向けた取組を進めます。

一方、産業廃棄物については、再生利用量、再生利用率ともに増加傾向にありますが、さらなる推進に向けて、事業者への啓発や資源化にかかる研究開発・施設整備の促進等に取り組みます。あわせて、再生資源の循環利用が促進されるよう、県リサイクル認定製品の利用拡大等を図り、事業者におけるリサイクルを促進します。

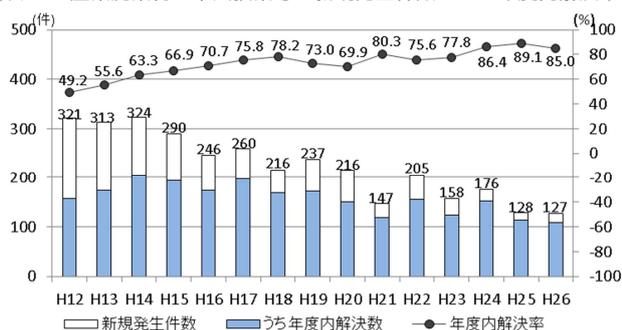
廃棄物の適正処理等の推進

廃棄物の処理にあたっては、環境負荷や生活環境への影響を最小化するよう、適正に処理を行う必要があります。

そのため、廃棄物処理施設等の監視指導を引き続き徹底するほか、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及など適正な処理が推進される環境づくりを進めます。また、アスベストやPCB、感染性廃棄物といった人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれのある廃棄物については、処理において特に配慮が必要であるため、適正処理を徹底します。

県内の不法投棄発生件数については減少傾向にあるものの、未だ後を絶たないことから、引き続き関係機関と連携して監視指導の徹底を図り、不法投棄を許さない環境づくりに取り組みます(図表36)。

図表 36 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数とその年度内解決率



一方、本県は、一般廃棄物については最終処分量の約5割(約27千t)を大阪湾広域臨海環境整備センターに、産業廃棄物については約3割(約32千t)を県内唯一の管理型産業廃棄物処分場であるクリーンセンター滋賀に依存している状況であることから、最終処分量の抑制や最終処分場の確保に引き続き取り組みます。あわせて、市町等が設置する一般廃棄物処理施設においては、地球温暖化防止の観点から省エネルギーや創エネルギーに配慮した施設整備等を促進していきます。

また、災害発生時には、通常の廃棄物の収集・処分が困難となるほか、大量に残された廃棄物が復旧・復興の妨げになるといった事態も想定されるため、災害廃棄物対策については平時からの備えが重要です。そのため、災害発生時の支援等にかかる協定を関係団体と締結するなど、災害廃棄物の処理体制の整備に取り組んできましたが、今後もより一層の充実強化を図ります。

() 廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみや生活排水などの「一般廃棄物」と、工場などの事業活動にともなって発生する廃棄物のうち特定の種類である「産業廃棄物」があり、発生源や処理責任者等が異なるため、各々の状況にあった取組を展開しています。